

ヤングケアラー、ご存知ですか？

一見えにくい実態、調査を進め対策を！

◆ヤングケアラーとは

今、ヤングケアラーと呼ばれる若者・子どもたちの存在がクローズアップされています。

ヤングケアラーとは「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」と日本ケアラー連盟では定義しています。家族内での助け合いの度合いを超えた、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うために、学校生活や友人関係、健康上の問題等が生じている子どもたちです。

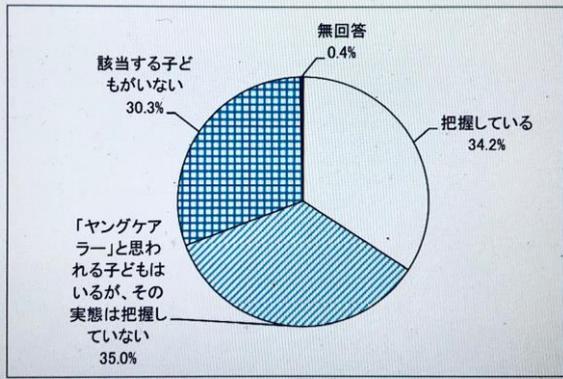
全国トップクラスのスピードで後期高齢者人口の増加が見込まれる埼玉県では、2020年3月に全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」が施行され、同年7月に県下すべての高校2年生を対象に全国初の大規模実態調査が実施されました。また2021年3月には厚生労働省が文部科学省と連携行った全国の中学2年生と高校2年生を対象とした調査委託事業の結果が取りまとめられました。両調査結果から、中高生の約20人に1人の割合でヤングケアラーが存在することがわかりました。

社会背景としてはひとり親世帯でヤングケアラーが多いこと、経済的な困難を抱えている場合に存在割合が高くなることを示す調査もあるとのこと。

◆平塚市の取組

厚生労働省では全国実態調査に先立ち、3年に渡り全国の*要保護児童対策地域協議会を対象にヤングケアラーへの認識や実態把握についての調査を行っています。その調査で平塚市におけるヤングケアラーの割合が高かったことが、市がこの問題に取組むきっかけとなったようです。子ども家庭課のHPでヤングケアラーを取り上げ、その課題等を掲載すると共に、相談先として子ども家庭総合支援拠点を案内しています。

図表-8 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握の有無 (n=234)



2019 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書より
自治体要保護児童対策地域協議会へのアンケート

市は相談対応である程度状況は把握しており、現時点で把握できている子どもへの対応は子ども家庭課が中心となり関連部署と連携して行っているとのこと。

今後全庁的な問題として取組を進めるため、障がい・高齢・子ども・生保・健康・教育委員会等、14の関連部署が集まり、11月中旬には第1回の協議会が開催されます。

*虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関により設置されている。

◆市は実態調査を！

約20人に1人という国や埼玉県の調査結果から平塚で暮らすヤングケアラーの人数を推測すると、中学生だけで数百人のヤングケアラーが存在することになり、現在市が把握している支援が必要な児童生徒の数十倍に及ぶこととなります。ヤングケアラーの課題の一つとして、子どもたちのほとんどが、自分がヤングケアラーであるとの認識はなく、その問題が見過ごされがちであることが挙げられています。

まずは実態調査を行い、状況を把握することが必要です。その上で、個々に違う状況に寄り添った様々な支援を、学校、福祉等々が連携し、市民の力も活用しながら早急に作り出ししていくことが必要です。